薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

> 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会 農薬・動物用医薬品部会報告について

平成24年6月13日付け厚生労働省発食安0613第11号をもって諮問された、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づくシフルメトフェンに係る食品規格(食品中の農薬の残留基準)の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

シフルメトフェン

今般の残留基準の検討については、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名:シフルメトフェン[Cyflumetofen(ISO)]

(2) 用途: 殺ダニ剤

アシルアセトニトリル系殺ダニ剤である。作用機構は不明であるが、ハダニに対して選択的に作用すると考えられている。

(3) 化学名:

2-methoxyethyl (RS)-2-(4-tert-butylphenyl)-2-cyano-3-oxo-3- $(\alpha, \alpha, \alpha$ -trifluoro-o-tolyl)propionate (IUPAC)

2-methoxyethyl α -cyano- α -[4-(1, 1-dimethylethyl) phenyl]- β -oxo-2-(trifluoromethyl) benzenepropanoate (CAS)

(4) 構造式及び物性

分子式 $C_{24}H_{24}F_3NO_4$ 分子量 447.5

水溶解度 0.0281 mg/L (20℃)

分配係数 $\log_{10} \text{Pow} = 4.3 (25℃)$

(メーカー提供資料より)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

作物名となっているものについては、今回農薬取締法(昭和23年法律82号)に 基づく適用拡大申請がなされたものを示している。

国内での使用方法

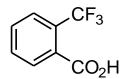
20%シフルメトフェン水和剤 (フロアブル)

,		714					19111912
作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用 回数	使用 方法	ジフルバフェンを 含む農薬の 総使用回数
かんきつ	ミカンハダニ	1000~ 2000倍	200~1000 L/10a				
りんご ぶどう <u></u> でわ		1000倍					
なし もも ネクタリン おうとう 小粒核果類 いちじく		200~700 L/10a 2000倍 収穫前日 まで					
すいか メロン きゅうり いちご なす ピーマン やまのいも モロヘイヤ みょうが (花穂)	ハダニ類	1000倍	100~350		2回 散布 以内	2回以内	
みょうが (茎葉)		1000信	L/10a	みょうが(花穂) の収穫前日まで、 但し、花穂を収穫 しない場合にあ っては開花期終 了まで			
食用ぎく とうがん				収穫3日 前まで			
茶	カンザワハダニ	1000~ 2000倍	200~400 L/10a	摘採7日前まで			

3. 作物残留試験結果

(1) 分析の概要

- ① 分析対象化合物
 - ・シフルメトフェン
 - $\cdot \alpha$, α , α -トリフルオロ- α -トルイル酸(以下、代謝物 B-1 という。)



代謝物 B-1

② 分析法の概要

試料からアセトン/水混液で抽出後、 C_{18} カラム、グラファイトカーボンカラム及びシリカゲルカラムで精製し、シフルメトフェンについては高速液体クロマトグラフ(UV)で、代謝物 B-1 については液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計(LC-MS/MS)で定量する。作物残留試験結果において代謝物 B-1 はシフルメトフェン換算値で示した。

または、試料からアセトニトリル・水 (9:1) 混液で抽出し、酢酸エチル・ヘキサン (1:9) 混液に転溶する。水層に塩酸を加え代謝物 B-1 抱合体を代謝物 B-1 に加水分解した後、酢酸エチル・ヘキサン (1:9) 混液に転溶する。酢酸エチル・ヘキサン混液を合わせ、グラファイトカーボンカラム及びフロリジルカラムで精製し、液体クロマトグラフ・質量分析計(LC-MS 又は LC-MS/MS)で定量する。

あるいは、試料からアセトニトリルで抽出し、 C_{18} カラムでシフルトリンと代謝物 B-1 に分画する。シフルトリンの分画を 10%含水シリカゲルカラムで精製する。代謝物 B-1 の画分に塩酸を加え代謝物 B-1 抱合体を代謝物 B-1 に加水分解した後、酢酸エチル・ヘキサン(1:4)混液に転溶し、強酸性陽イオン交換体(SCX)カラム及びフロリジルカラムで精製する。液体クロマトグラフ・質量分析計(LC-MS)で定量する。

以下、代謝物 B-1 の定量限界及び残留量については、換算係数 2.35 を用いてシフルメトフェンに換算した値を示す。

定量限界 シフルメトフェン: $0.01\sim0.5$ ppm 代 謝 物 B-1: $0.03\sim1.2$ ppm

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1を参照。

4. ADI の評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、 食品安全委員会あて意見を求めたシフルメトフェンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

無毒性量: 9.21 mg/kg 体重/day

(動物種) ラット(投与方法) 混餌投与(試験の種類) 繁殖試験

(期間) 2世代

安全係数:100

ADI: 0.092 mg/kg 体重/day

5. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて 調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。

6. 基準値案

(1) 残留の規制対象

シフルメトフェンとする。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においては、農産物中の暴露評価対象物質としてシフルメトフェン及び代謝物 B-1 を設定しているが、農薬「フルトラニル」を使用した農作物からも代謝物 B-1 が検出されること、また代謝物 B-1 の遺伝毒性は陰性であり、急性毒性も高くない(LD50>2,000mg/kg 体重)ことからフルトラニル由来又はシフルメトフェン由来のものか区別がつかないため、シフルメトフェンのみを規制対象とする。

また、現在、「農薬シフルメトフェンの検査の取扱いについて」(平成22年12月3日付け食案基発1203第1号及び第2号)により親化合物が基準値を超えて検出された場合及びフルトラニルが使用されていない農作物からシフルメトフェン(親化合物と代謝物B-1の和)が基準値を超えて検出された場合に食品衛生法第11条違反と判断することとしているが、シフルメトフェンの規制対象をシフルメトフェン(親化合物)のみと本取扱いを改めることから、本通知を廃止することとする。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

各食品について、基準値案の上限までシフルメトフェンが残留していると仮定した場合、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3-1参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減 が全くないとの仮定の下に行った。

	TMDI/ADI(%) ^{注)}
国民平均	23. 2
幼小児(1~6 歳)	59. 1
妊婦	17. 7
高齢者(65歳以上)	22. 7

注)TMDI試算は、基準値案×各食品の平均摂取量の総和として計算している。

また、代謝物B-1をシフルメトフェンに換算した摂取量を加えて同様に試算した、 1日当たり摂取する農薬の量(理論最大1日摂取量(TMDI))のADIに対する比は、以 下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3-2参照。

	TMDI/ADI(%) ^{注)}
国民平均	28. 5
幼小児(1~6 歳)	72. 2
妊婦	21.6
高齢者(65歳以上)	27.8

注)TMDI試算は、基準値案×各食品の平均摂取量の総和として計算している。

シフルメトフェン作物残留試験一覧表

曲化物	試験		試験条件	各化合物の最大残留量 ^{注1)} (ppm)		
農作物	圃場数	剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	【シフルメトフェン/代謝物B-1】
みかん (果肉)	2	20%フロアブル	1000倍散布 500, 1000L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14日	圃場A:<0.05/<0.12 圃場B:<0.05/<0.12
みかん (果皮)	2	20%フロアブル	1000倍散布 500, 1000L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14日	圃場A:4.65/<0.12 (2回,7日) 圃場B:10.16/<0.12
なつみかん (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 500L/10a, <i>1300~1400</i> L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14, 28, 45, 60 日	圃場A:0.37/<0.12 圃場B:2.21/<0.12(2回,1日)(#) ^{注2)}
すだち (果実)	1	20%フロアブル	1000倍散布 500L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14, 28 日	圃場A: 4. 14/<0. 12
かぼす (果実)	1	20%フロアブル	1000倍散布 600L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14, 28 日	圃場A:3.10/<0.12
りんご (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 350L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14, 21 日	圃場A: 0.95/0.12 圃場B: 0.50/<0.12
なし (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400, 350L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14, 28日	圃場A: 0. 94/<0. 12 圃場B: 0. 41/<0. 12
もも (果肉)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400, 350L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14, 28 日 <u>1</u> , 7, 22, 28 日	圃場A:<0.05/<0.12 圃場B:<0.05/<0.12
おうとう (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400, 500L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14, 28日	圃場A: 3.28/0.33 (2回,7日) 圃場B: 2.48/0.14 (2回,7日)
すいか (果肉)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200,195.6L/10a	2回	<u>1</u> , 3, 7日	圃場A: <0.05/<0.12 圃場B: <0.05/0.12 (2回,7目)
メロン (果肉)	2	20%フロアブル	1000倍散布 250, 200L/10a	2回	<u>1</u> , 3, 7日	圃場A: <0.05/0.26 (2回,7日) 圃場B: <0.05/0.16 (2回,7日)
なす (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200,199.6L/10a	2回	<u>1</u> , 3, 7, 21日	圃場A: 0.59/<0.12 圃場B: 0.46/0.99
いちご (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14, 28日	圃場A: 0. 90/<0. 12 圃場B: 1. 00/0. 19
———————————— 茶 (荒茶)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400L/10a	2回	<u>7</u> , 14, 21, 28日	圃場A:10.0/4.7 圃場B:1.9/3.3
 茶 (浸出液)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400L/10a	2回	<u>7</u> , 14, 21, 28日	圃場A:<0.5/<1.2 圃場B:<0.5/<1.2
きゅうり (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 250, 300L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14 日	圃場A: 0. 38/0. 26 圃場B: 0. 18/0. 56
ネクタリン (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400, 300L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14日	圃場A: 0.90/<0.12 圃場B: 0.77/<0.12
すもも (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 300, 500L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14日	圃場A: 0.36/<0.12 圃場B: <0.05/<0.12
うめ (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 300L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14日	圃場A: 3.80/<0.12 圃場B: 2.07/<0.12
いちじく (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 300, 500L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14日	圃場A: 0. 92/0. 09 圃場B: 0. 95/0. 14
ぶどう (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 300L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14日	圃場A: 0.44/<0.12 (2回,7日) 圃場B: 1.39/0.18 (2回,7日)
びわ (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 400, 500L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14日	圃場A: 0. 06/<0. 03 圃場B: 0. 06/0. 05
ピーマン (果実)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14日	圃場A: 0.56/0.14 圃場B: 2.63/0.28
やまのいも (塊茎)	2	20%フロアブル	1000倍散布 191, 185~191L/10a	2回	<u>1</u> , 7, 14, 30, 60日	圃場A: <0.05/<0.12 圃場B: <0.05/<0.12
みょうが (花穗)	2	20%フロアブル	1000倍散布 300, <i>400</i> L/10a	2回	<u>1</u> , 3, 7日	圃場A: <0.01/<0.03 圃場B: <0.01/<0.03(#)
食用ぎく (花)	2	20%フロアブル	1000倍散布 200L/10a	2回	<u>3</u> , 7, 14日	圃場A: 16.8/0.541 圃場B: 6.77/<0.094

	農作物	試験		試験条件	各化合物の最大残留量 ^{注1)} (ppm)			
	展下初	圃場数	剤型	使用量・使用方法	用方法 回数		【シフルメトフェン/代謝物B-1	
Ī	モロヘイヤ (茎葉)	2	20%フロアブル	1000倍散布	<u>2</u> 回	<u>1</u> , 7, 14日	圃場A:40.3/0.87	
		۷	20/0/4/7/	200, 300L/10a	<u> </u>	<u>1</u> , 3, 7, 14日	圃場B:53.4/4.96	
	とうがん (果実)	2	2 20%フロアブル	1000倍散布	<u>2</u> 回	9년 9.7.14년	圃場A:<0.05/<0.12	
				300L/10a	<u> 4</u> 번	<u>3</u> , 7, 14日	圃場B: 0.20/<0.12 (2回,7日)	

注1)最大残留量:当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。(参考:平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」)

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について()内に記載した。

注2)(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない作物残留試験については、適用範囲内で実施されていない条件を斜体で示した。

注3)今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

(別紙2) 農薬名 シフルメトフェン

会日友	基準値	基準値	登録	国際基準	参考基準値 外国 基準値	作物残留試験成績等
食品名	案 ppm	現行 ppm	有無	左毕 ppm	基準値 ppm	ppm
やまいも(長いもをいう。)	0.2		申			<0.05,<0.05
その他のきく科野菜	25		申		1	16.8(\$),6.77(食用ぎく)
ピーマン なす	5 2	5	申○		 	2.63,0.56 0.59,0.46
きゅうり(ガーキンを含む。) すいか メロン類果実 その他のうり科野菜	0.2 0.2 0.5	3 0.5 1	_			0.38(\$),0.18 <0.05,<0.05 <0.05,<0.05 0.20,<0.05(とうがん)
その他の野菜	70		申		 	53.4(\$),40.3(モロヘイヤ)
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.2 5 10 10 10 10 10	0.5 5 10 10 10 10	0000			<0.05,<0.05 2.21(#)(\$),0.37 (その他のかんきつ参照) (その他のかんきつ参照) (その他のかんきつ参照) (その他のかんきつ参照) (その他のかんきつ参照) 4.14(すだち)/3.10(かぼす)
りんご 日本なし 西洋なし びわ	2 2 2 0.3	3 3 3	\bigcirc			0.95(\$),0.50 0.94(\$),0.41 (日本なし参照) 0.06,0.06
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	0.2 2 10 1 10 10	0.5 2 10 1 10 10	0 0 0			<0.05,<0.05 0.90,0.77 (うめ参照) 0.36(\$),<0.05 3.80(\$),2.07 3.28(\$),2.48
いちご	2	3	\circ			1.00,0.90
ぶどう	3		申		1	1.39(\$),0.44
その他の果実	2	3	0			0.95,0.92(いちじく)
茶	15	20	0		 	10.0(\$),1.9
その他のスパイス その他のハーブ	20 0.05	20	中		 	10.16(\$),4.65(みかん果皮) (0.01,<0.01(#)(みょうが)

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。
「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

^(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

シフルメトフェン推定	E摂取量	(単位	: μg/	人/day	
食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
やまいも(長いもをいう。) その他のきく科野菜	0. 2 25	0. 5 10. 0	0. 1 2. 5		0. 9 17. 5
ピーマン	5	22. 0 <u>'</u>	10.0	9.5	18. 5
なす ====================================	2 =========	8.0' =========		=======================================	. = = = = = = = = = =
きゅうり (ガーキンを含む。) すいか	0. 2	16. 3 <u>¦</u> 0. 0¦	8. 2		
メロン類果実	0. 2	0. 1 <u>¦</u>	0.1	0.02	0. 1
その他のうり科野菜	0.5	0.3			
その他の野菜	70	882.0			, = = = = = = = = = =
みかん なつみかんの果実全体	0.2 5	8. 3 0. 5	7. <u>1</u> 0. 5		
レモン	10				
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	10	4.0			
グレープフルーツ ライム	10 10	12. 0 1. 0			
その他のかんきつ類果実	10	4. 0¦			
りんご	2	70.6			71. 2
日本なし	2	10. 2			
西洋なし	0. 3	0. 20 <u>'</u> 0. 0¦			
8 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	0.2	0.1	0.1	,	. = = = = = = = = = =
ネクタリン	2	0. 2			0. 2
あんず (アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。)	10	1. 0 0. 2	1. 0 0. 1	1. 0 1. 4	
9 もも (ノルーンを含む。) おうとう (チェリーを含む。) いちご ぶどう その他の果実	10	11.0	3. 0	14. 0	16.0
おうとう(チェリーを含む。)	10 10	1. 0 0. 6	1.0	1.0	1 0
いちご ====================================	2	0.6	0.8	0.2	
ぶどう ====================================	3	17.4	13. 2	7	
た の他の朱美 ************************************	2 ====================================	7. 8; 45. 0;	11. 8 21. 0	2.8	
茶 その他のスパイス	15 ======= 20	45. 0 ₁ ======== 2. 0 ₁			04.0 ========= 9 0
その他のハーブ	0.05				
11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1		1139.3	859.0	907. 4	1129. 9
ADI比(%)		23. 2	59. 1	17.7	22.7

TMDI:理論最大1日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)

シフルメトフェン推定	定摂取量	(単位	: μg/,	人/day)
食品名	基準値案 (ppm)	国民平均 TMDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
やまいも(長いもをいう。) その他のきく科野菜	0. 5 25	1. 3 10. 0	0. 3 2. 5	0. 8 12. 5	
ピーマン	5	22. 0	10.0	9. 5	18.5
なす	5 =======	20.0	4.5	16. 5	:========
きゅうり (ガーキンを含む。)	3	48. 9	24. 6	30. 3	
すいか メロン類果実	0. <u>5</u>	0.1	0.1	0. 10	
その他のうり科野菜	0.7	0.4	0. 3	1. 6	
その他の野菜	80	1008.0	776.0	768. 0	: = = = = = = = = = =
みかん	0.5	20.8		22. 9	
なつみかんの果実全体	5	0. 5		0. 5	
レモン	10			3. 0	
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ	$\frac{10}{10}$	12. 0	<u>6. 0</u>	8. <u>0</u> 21. 0	
ライム	10	1.0	1. 0	1. 0	
その他のかんきつ類果実	10	4.0	1.0	1.0	
りんご	3	105. 9	108.6	90.0	
日本なし	3	15. 3	13. 2	15. 9	
西洋なし びわ	0. 5	0. 30 <u>1</u> 0. 11		0.30 0.1	
66	0.5 0.5	0.3	=======	2. 0	; = = = = = = = = = =
	2	0. 2	0. 2	0. 2	
ネクタリン あんず (アプリコットを含む。) すもも (プルーンを含む。)	10	1.0	1.0	1.0	
すもも(プルーンを含む。)	1	0.2	0.1	1.4	0. 2
りめ おうレう (チェリーを今t。)	$\begin{array}{c} 10 \\ 10 \end{array}$	11. 0¦ 1. 0¦	3. 0. 1. 0.	14. 0 1. 0	
3	3	0.9	1.01	0.3	1. 0 0. 3
i = j = = = = = = = = = = = = = = =	======= 5	29. 0		8. 0	19.0
9 もも (ノル・ノを 点む。) おうとう (チェリーを含む。) いちご ぶどう その他の果実	======== 3	11. 7 <u>'</u>		4. 2	
====================================	======================================	60 0	28. 0	70.0	86. 0
※ その他のスパイス	======================================	2.0	========	2.0	2.0
その他のハーブ	0. 2	0.0	0.0	0.0	0.0
計 ADTU- (0/)		1395. 1		1107. 1	
ADI比(%)		28. 5	72. 2	21. 6	27.8

TMDI:理論最大1日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)

これまでの経緯

平成17年1 平成17年1 平成19年 平成19年1	0月21日4月19日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼(新規:なす、すいか、茶等)厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知残留農薬基準告示、初回農薬登録
平成21年	4月20日6月8日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及 び基準値設定依頼(適用拡大:きゅうり、ネクタリン等) 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準
平成22年	1月21日 2月13日	設定に係る食品健康影響評価について要請 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康 影響評価について通知 残留農薬基準告示
平成23年	8月25日	農林水産省より厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及 び基準値設定依頼(適用拡大:やまのいも、食用ぎく等)
平成23年1平成24年	3月29日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準 設定に係る食品健康影響評価について要請 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康 影響評価について通知
平成24年平成24年	6月13日 7月25日	薬事・食品衛生審議会への諮問 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品 部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

石井 里枝 埼玉県衛生研究所水·食品担当主任研究員

○大野 泰雄 国立医薬品食品衛生研究所長

尾崎博東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授

斉藤 貢一 星薬科大学薬品分析化学教室准教授

佐藤 清 一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長

高橋 美幸 農業·食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員

東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授

永山 敏廣 東京都健康安全研究センター食品化学部長

松田りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長

宮井 俊一 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問

山内明子日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長

由田 克士 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授

吉成 浩一 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野准教授

鰐渕 英機 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授

(○:部会長)

廣野 育生

答申(案)

シフルメトフェン

シブルメトフェン	
食品名	残留基準値
	ppm
やまいも(長いもをいう。)	0.2
その他のきく科野菜 ^{注1)}	25
ピーマン なす	5 2
きゅうり(ガーキンを含む。) すいか メロン類果実	1 0.2 0.2
その他のうり科野菜 ^{注2)}	0.5
その他の野菜 ^{注3)}	70
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ	0.2 5 10 10
ライム その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	10 10
りんご 日本なし 西洋なし びわ	2 2 2 0.3
<i>t.t.</i>	0.2
ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ	2 10 1 10
おうとう(チェリーを含む。)	10
いちご	2
ぶどう	3
その他の果実 ^{注5)}	2
茶	15
その他のスパイス ^{注6)} その他のハーブ ^{注7)}	20 0.05

※今回基準値を設定するシフルメトフェンとは、シフルメトフェンのみをいう。

注1)「その他のきく科野菜」とは、きく 科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、 アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、 しゅんぎく、レタス及びハーブ以外の ものをいう。

注2)「その他のうり科野菜」とは、うり 科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、し ろうり、すいか、メロン類果実及びまく わうり以外のものをいう。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注6)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7)「その他のハーブ」とは、ハーブ のうち、クレソン、にら、パセリの茎、パ セリの葉、セロリの茎及びセロリの葉 以外のものをいう。